

定 款

UUUM 株式会社

平成 25 年 6 月 27 日 制定
平成 26 年 4 月 8 日 改定
平成 26 年 12 月 1 日 改定
平成 27 年 8 月 20 日 改訂
平成 27 年 8 月 27 日 改定
平成 29 年 5 月 24 日 改定
平成 29 年 5 月 25 日 改定
平成 30 年 8 月 21 日 改定
平成 30 年 10 月 1 日 改定
令和 2 年 8 月 25 日 改定
令和 4 年 8 月 25 日 改定

定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、UUUM 株式会社と称し、英文では、UUUM Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
2. インターネットによるホームページの企画、制作及び運営
3. 動画投稿者、芸能タレント、音楽家などの育成及びマネージメント
4. 動画の企画、制作及び販売
5. 著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業務
6. 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料、衣料雑貨品、食器、食品、文房具、家庭用電気製品、装身具、貴金属、靴等の販売
7. キャラクター商品の企画、制作及び販売
8. 雑誌・書籍等印刷物の企画、編集、出版及び販売
9. 広告の企画及び制作
10. 広告代理店業務
11. イベントの企画及び運営
12. テレビ・ラジオ番組の企画、制作、運営及びこれらの請負
13. 音声・映像の収録スタジオの運営及び収録作業の請負
14. 前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
15. 音楽著作権の管理
16. 音楽著作物の利用の開発
17. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
18. 楽譜の出版
19. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
20. 会社の合併、営業譲渡、株式譲渡及び企業提携の斡旋
21. 経営及び投資に関するコンサルティング業務
22. 投資事業組合財産の運用及び管理
23. 融資及び融資の斡旋、保証ならびに代行業務
24. 生命保険の募集に関する業務
25. 金融商品仲介業
26. 資産管理業
27. 内外有価証券などの金融資産に関する投資助言業務及び投資一任業務
28. 資産運用及び管理に関する情報の提供、コンサルティング

29. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び鑑定
30. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸並びに輸出入業務
31. 玩具、遊戯用具の企画、設計、製造、販売及び輸出入業務
32. 通信販売業
33. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティングに関する業務、コンサルティング業
34. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画、制作、販売及び輸出入業務
35. レストランの経営並びに経営コンサルタント
36. 各種研修、講習会、スクール等の企画、運営
37. 古物の売買
38. 音楽、映画、演劇、演芸、講演の制作及びその請負と興行並びにその施設の運営、請負
39. 海外の芸能タレント、音楽家、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、文化人等の招聘
40. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、68,400,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(单元未満株式の権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

- 第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、6 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 20 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議要件)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(監査等委員会規程)

第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(中間配当)

第 34 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)

- 第 1 条 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定の削除及び変更後定款第 17 条（電子提供措置等）の規定の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日、若しくは 2022 年 9 月 1 日から 6 ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

- 3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

以 上